

令和6年能登半島地震で被害に遭われた方の 医療機関での窓口支払いについて

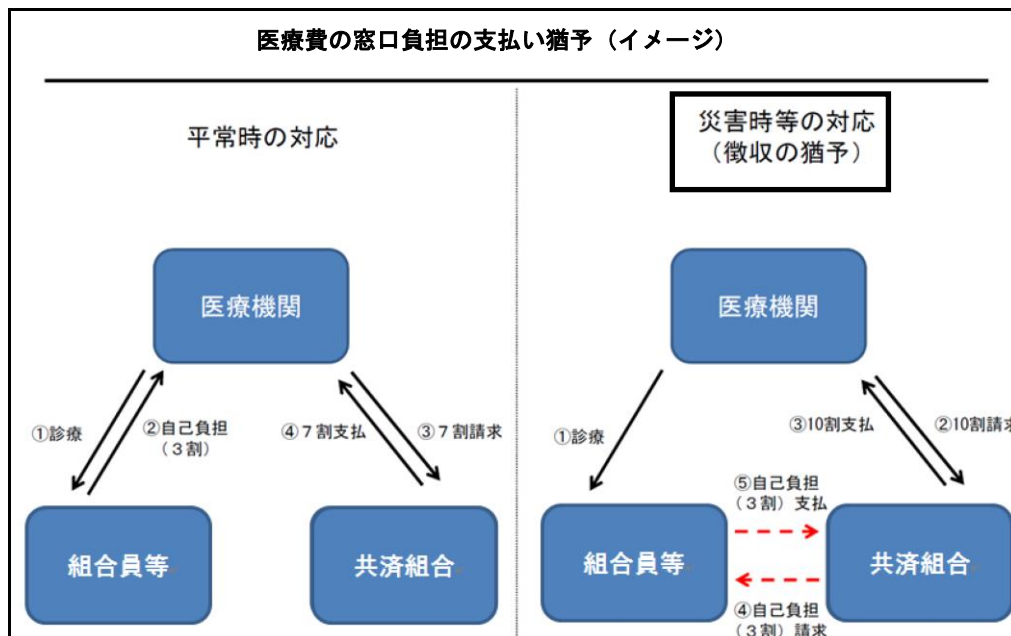
このたびの地震により被害に遭われた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

令和6年能登半島地震での災害救助法の適用市町村に住所を有する組合員又は被扶養者で、以下の要件のいずれかに該当する方は、医療機関での自己負担額の支払いが猶予されます。

ただし、その自己負担相当額は一定期間を経た後に徴収させていただきます。

該当する方には制度のご説明をさせていただきますので、ご連絡ください。

要件	① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 組合員が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 組合員の行方が不明である場合
注意事項	※ 令和6年4月末までの診療分が対象です。 ※ 入院時の食費・居住費などは窓口でのお支払いが必要です。 ※ 被害に遭われた後に、災害救助法の適用市町村から他の市町村に転居された場合も同様に扱います。 ※ 要件の該当有無を確認するため、共済組合から連絡させていただくことがあります。 ※ 災害救助法の適用市町村については、内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」 【 http://www.bousai.go.jp 】をご確認ください。



【問い合わせ先】 保険課 086-225-7813